諮問庁：防衛大臣
諮問日：平成２８年５月３１日（平成２８年（行情）諮問第３９４号）
答申日：平成２８年１０月１９日（平成２８年度（行情）答申第４５４号）
事件名：「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関して，その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（２０１５．１１．２－本本Ｂ１１９６で特定された後につづられたもの）＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七　電磁的記録』があれば，それを希望。」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第２　異議申立人の主張の要旨

１　異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成２８年２月１日付け防官文第１５１８号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

２　異議申立ての理由

テーマの重要性を鑑みると文書が全く存在しないということは，にわかに首肯し得ないので，関係部局を探索の上，発見に努めるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は，「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関して，その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（２０１５．１１．２－本本Ｂ１１９６で特定された後につづられたもの）＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七　電磁的記録』があれば，それを希望。」の開示を求めるものであり，同法に関し，その業務のため，平成２７年１１月２日以後に行政文書ファイル等につづった文書はないことから，法９条２項の規定に基づき，平成２８年２月１日付け

防官文第１５１８号により原処分を行った。

なお，本件開示請求中の「２０１５．１１．２－本本Ｂ１１９６」とは，平成２７年１１月１日付けで異議申立人からなされた「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』に関して，その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（２０１５．９．３０－本本Ｂ９９８で特定された後につづられたもの）＊『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七　電磁的記録』があれば，それを希望。」との請求（以下「別件開示請求」という。）を指しており，本件開示請求は，同法に関して，別件開示請求以降に「その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て」の開示を求めるものである。

２　異議申立人の主張について

異議申立人は，「テーマの重要性を鑑みると文書が全く存在しないということは，にわかに首肯し得ないので，関係部局を探索の上，発見に努めるべきである。」として，原処分の取消しを求めるが，上記１のとおり，「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関し，その業務のため，平成２７年１１月２日以後に行政文書ファイル等につづった文書はなく，本件開示請求に該当する文書の保有を確認できなかったことから原処分を行ったものである。

また，本件異議申立てを受け，確実を期すために再度本件対象文書の探索を行ったが，本件開示請求に該当する行政文書の保有を確認することはできなかった。

以上のことから，異議申立人の主張には理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①	平成２８年５月３１日	諮問の受理
②	同日	諮問庁から理由説明書を収受
③	同年９月３０日	審議
④	同年１０月１７日	審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

本件対象文書は，「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（以下「国際平和支援法」という。）に関して行政文書ファイル等につづられた文書（別件開示請求で特定された以降のもの）である。

諮問庁は，本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を

妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2　本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，本件開示請求は平成２７年９月１９日に成立した国際平和支援法に関し，別件開示請求（同年１１月２日）から本件開示請求時点（同年１２月２日）までの間にその業務のために行政文書ファイル等につづられた文書であるが，当該期間中に新たな文書は作成も取得もしていないとのことであった。

当審査会事務局職員をして内閣官房ホームページを確認させたところ，同ホームページには，諮問庁の上記説明のとおり，平成２７年９月１９日に国際平和支援法は成立しており，平成２８年３月２９日から施行された旨記載されていることを踏まえると，本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記説明が不自然，不合理とはいえず，防衛省において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

3　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　白井玲子，委員　池田綾子，委員　中川丈久